

条例第90条第1項第1号の身体障害者等の範囲等

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別		
	専ら身体障害者本人が運転する場合	専ら身体障害者の通学、通院、通所又は生業のために、当該身体障害者と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者を常時介護する者が運転する場合	
視覚障害	1級から4級までの各級	同左	
聴覚障害	2級及び3級	同左	
平衡機能障害	3級	同左	
音声機能障害	3級（ ^{こう} 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	—	
上肢不自由	1級及び2級	同左	
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	同左
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級	同左	
じん臓機能障害	1級及び3級	同左	
呼吸器機能障害	1級及び3級	同左	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	同左	
小腸機能障害	1級及び3級	同左	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	同左	
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	同左	

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	
	専ら戦傷病者本人が運転する場合	専ら戦傷病者の通学、通院、通所又は生業のために、当該戦傷病者と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の戦傷病者を常時介護する者が運転する場合
視覚障害	特別項症から第4項症までの各々項症	同左
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各々項症	同左
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各々項症	同左
音声機能障害	特別項症から第2項 ^{こう} 症までの各々項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	—
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各々項症	同左
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各々項症及び第1款症から第3款症までの各々款症	特別項症から第3項症までの各々項症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各々項症及び第1款症から第3款症までの各々款症	特別項症から第4項症までの各々項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症	同左
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症	同左
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症	同左
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症	同左
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症	同左

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち重度の障害の程度に該当する障害を有するもの（以下この号において「重度知的障害者」という。）。ただし、当該重度知的障害者と生計を一にする者又は当該重度知的障害者を常時介護する者が運転する軽自動車等にあつては、専ら当該重度知的障害者の通学、通院、通所又は生業のために運転する場合に限る。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155条）第6条第3項に規定する1級の障害を有するものであり、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項の規定による自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）の交付を受けているもの（以下この号において「1級精神障害者」という。）。ただし、当該1級精神障害者と生計を一にする者又は当該1級精神障害者を常時介護する者が運転する軽自動車等にあつては、専ら当該1級精神障害者の通学、通院、通所又は生業のために運転する場合に限る。

条例第90条第1項第2号の身体障害者等の利用に供する軽自動車等の範囲

条例第90条第1項第2号に規定する軽自動車等は、専ら身体障害者等の利用に供するため、次に掲げる装置を装備した特別の仕様により製造された軽自動車等又は一般の軽自動車等に同種の構造変更が加えられた軽自動車等とする（自家用、営業用の別は問わない。）。

- (1) 車椅子の昇降装置
- (2) 車椅子の固定装置
- (3) 浴槽
- (4) その他町長が専ら身体障害者等の利用に供すると認める装置